

2019年度 農地中間管理事業活動方針

2019年4月1日制定

公益財団法人群馬県農業公社
(農地中間管理機構)

平成26年4月に策定された「農地中間管理事業の推進に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)」に基づき、担い手農業者への農用地の集積・集約化を促進するため、2019年度の活動方針は以下のとおりとします。

1 機構の事業推進体制と県・市町村等関係機関との役割分担

(1) 機構

県内のさらなる農地集積・集約化を図るため、地域に配置する嘱託職員は業務量の多い中部、西部、東部の農業事務所に重点配置することで、地域関係機関との連絡調整、市町村域を超えた農用地に係る情報の蓄積と提供を充実させ、出し手及び受け手の掘り起こしとマッチングを積極的に行います。

(2) 県・農業事務所

①県及び農業事務所は、事業のPDCAに基づく進捗管理を行う「人・農地」政策推進会議を主宰して、年度目標を達成できるよう対応します。

②農業事務所毎に担い手農家、農業委員・農地利用最適化推進委員等との意見交換会を開催し、機構の活用拡大につなげます。

③農地集積を加速化するための農地集積加速化推進大会(第3回)を開催します。

④事業活用の促進に向けた事務手続きの簡素化を図り、基本方針の目標達成に向けた各関係機関の取り組みを支援します。

(3) 市町村

①市町村は、機構との業務委託契約を締結し、農地の出し手及び受け手の情報把握と掘り起こしのほか、相談窓口の設置や出し手・受け手との交渉等、事業の一部を分担します。

②機構集積協力金や補助事業及び税制措置等、機構を活用したメリットを関係者へ周知するなど、事業活用に向けた取り組み強化を進めます。

③人・農地プランの見直しに向けた座談会の開催を契機とした出し手及び受け手の掘り起こしや重点区域・モデル地区の指導等を主体的に行います。

(4) 農業委員会

①農業委員や農地利用最適化推進委員は、「地域の世話役」として人・農地プランの見直しに向けた座談会等に参加し、地域ニーズと担当区域の個別相談等を通じた農用地に

係る情報（権利設定、利用状況、遊休農地の活用意向、出し手・受け手等）の把握により、農地利用の最適化に向けたマッチングの実施等、機構と連携した活動を推進します。

②フェーズⅡ（農地情報公開システム）の適切な対応と利用権設定更新時の機構活用に向けた移行への取り組みを周知します。

（５）農業会議

農業会議は、農業委員会事務局や農業委員、農地利用最適化推進委員に対して、「農地利用の最適化」の活発な活動実践に向けた助言、指導及び各種研修会の開催など、機構活用に向けた取り組みを行います。

（６）ＪＡ及びＪＡ群馬担い手サポートセンター

①ＪＡは、これまでの農地集積・集約化の業務経験を活かし、市町村の協力を得ながら、利用権設定更新時の機構活用に向けた移行への取り組みを関係者へ働きかけます。

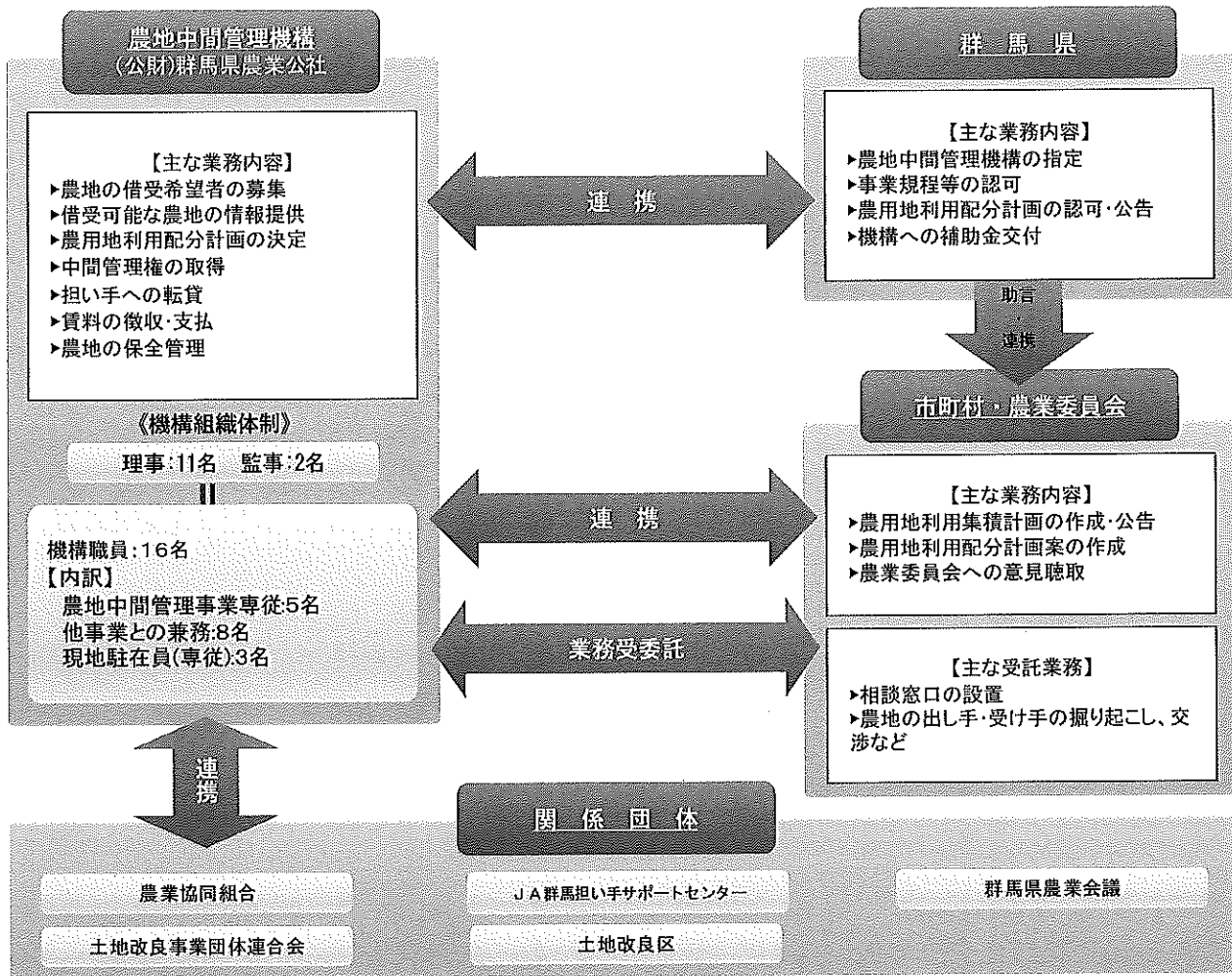
②ＪＡ群馬担い手サポートセンターは、新たな集落営農組織や作業受託組織の設立支援及び集落営農組織の法人化支援と併せて、法人化後の機構活用に向けた取り組みについて主体となって推進します。

（７）土地改良区及び土地改良事業団体連合会

①土地改良区は農村整備事業の実施及び計画区域内における人と農地の状況に精通しており、機構活用の取り組みに向け連携を図っていきます。特に機構関連事業を計画する地区においては機構が全関係農地の借入を求められることから、農村整備事業の計画段階から、機構活用の取り組みを土地改良区をはじめとする関係機関と連携しながら推進します。

②土地改良事業団体連合会は、県内全域に係る農村整備事業の状況に精通していることから、市町村への技術的指導業務の助言を通じて、機構との連携が図れるよう支援します。

2 関係機関との連携体制



3 重点的に取り組む事項

(1) 関係機関との連携による事業推進

- ① 「人・農地」政策推進会議など関係機関・組織との連携を強め、地域の実情や地元意見集約の熟度に応じた活用促進を図ります。
- ② 農業委員会総会へのオブザーバー参加など、農業委員及び農地利用最適化推進委員並びに農業委員会事務局との情報共有を促進し、農地利用の最適化の推進を共に担う組織と連携の強化を図ります。

(2) 農村整備事業等とのさらなる連携強化

- ① 機構事業と連携した農地整備事業等の受益地区内における機構への集積割合等について、農村整備部局と情報共有を図り、農地整備事業等との連携をこれまで以上に進め、機構事業のさらなる積み上げを図ります。
- ② 機構関連事業については、農村整備部局と連携し、継続地区の進捗を図る他、新規地区掘り起こし推進を図り、機構事業へつなげます。
- ③ 農地耕作条件改善事業については、事業成果の横展開を図るとともに、その他の事業実施地域においても農村整備部局と情報共有を図り、農地の集積・集約化につなげてい

きます。

(3) 「人・農地プラン」の話合いの場への参画強化

農業委員会で行っている全農家アンケートの結果等を踏まえ、農業委員会との情報交換を密に行いつつ、人・農地プランの話合いへ参画し、農業委員及び農地利用最適化推進委員とともに農地利用調整を図り、機構事業の促進を図ります。

(4) 出し手の掘り起こし促進と担い手との連携推進

①出し手や関連組織等への事業周知不足が依然として課題となっており、周知方法について、ターゲットを明確にしたPRを展開し、より効果的な広報活動を引き続き進めます。

②担い手農業者団体や関係組織との連携協定後のフォローアップを含めた関係団体との意見交換等を行い、事業推進に向けた連携強化を図るとともに、引き続き、機構応援団【顔の見える信頼できる相手】を増加させる取組を推進します。

③集落営農法人や大規模農家からの信頼を得て、引き続き、利用権更新期を捉えて機構事業への移行を図ります。

(5) 推進体制の充実・強化

①業務委託先（市町村等）へ、賃金職員の雇い入れを含めた機構業務委託の業務充実を働きかけ、また、業務委託先の拡大に向け、JA（土地改良区）等関連団体に向け、事業推進の意義や委託業務内容の説明を継続して実施していきます。

②国による農地中間管理法施行5年後見直しの内容を踏まえ、業務委託先とともに機構事業を実施します。

③機構の農地中間管理機構支援システムを活用し、事務の効率化をさらに促進します。

4 事務手続きの見直し

(1) 平成29年度からは常に農地の借受応募ができるよう、募集時期を廃止して通年化するなど、事務手続きの改善を進めており、2019年度も引き続き担い手農業者の意見・要望を取り入れる形で見直しを図っていきます。

(2) 機構の機能を更に発揮させるため、借り受ける基準の一定条件を満たした農地については、借受先が確定していない場合においても地域の担い手の状況等を勘案しつつ農地中間管理権の設定を前向きに行い、事業活用の加速化を図ります。

(3) 「農地中間管理事業の推進に関する法律」施行後5年目の事業の見直しが行われ、手続きの簡素化や、農地中間管理機構と関係機関との連携強化等の措置を講ずるため、公社においては関係する例規や運用面での見直しを行います。

5 集積目標

区 分	面 積 (h a)	筆 数	備 考
借 入	2, 0 2 0	1 3, 4 3 0	
貸 付	2, 0 0 0	1 3, 3 0 0	
保全管理	2 0	1 3 0	45,000円/10a

※年間を通じて、保全管理する面積は集積促進対策として20ha。

※条件整備（簡易整備、耕作放棄地再生等）は、借受者の要望に応じて対応する。

6 重点区域・モデル地区

重点区域（事業規程第6条に定める区域）及びモデル地区（重点区域のうち、2年以内に事業を活用して、農地の集積・集約化に大きな成果が出せる地区で、他への波及効果など事業実施のモデルとなるものとして定めた地区）における農地集積・集約化の加速化を図ります。

7 その他

借受応募者への情報提供

貸付希望申出のあった農用地の情報を四半期毎にとりまとめ、公社ホームページ等を通じて随時、情報提供するとともに、機構に借受申出を行った申出者に対して四半期毎に情報更新の通知を行うことで、貸付希望申出農地のマッチングに取り組みます。